

東京大学リサーチツール特許取扱ガイドライン

産学連携本部長裁定

制定 平成20年2月8日

1. 目的

総合科学技術会議の「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日)を踏まえた上で、当該特許の取扱に関するガイドラインを策定し学内外に明らかにするとともに、このガイドラインに沿った運用により、研究者の自由な研究活動を保障しつつ知的財産の管理や活用を図る。

2. 基本的な考え方

医薬やバイオテクノロジー等のライフサイエンス分野においては、少数の基本特許により製品や方法を独占できる場合が多く、また研究を行うための道具となるリサーチツール特許(注1)には、汎用性が高く、広く研究に使用されるものが多いが、これらの中には代替性が低いものも多い。このようなリサーチツール特許が研究において円滑に使用できないと、研究に支障を生じる可能性がある。

このため、当該分野の研究・技術の発展に資するため、東京大学保有のライフサイエンス分野のリサーチツール特許を東京大学以外の大学等の研究機関(以下「大学等」、(注2))、民間企業で使用する場合の取扱に関し、以下の基本的な考え方により円滑化を図るものとするとともに、他の大学等においても同様の考え方でリサーチツール特許の使用の円滑化が図られることを期待する。

なお、以下で、既に排他的実施許諾を行なっている特許については対象外とする。

3. 非排他的ライセンスの供与

3. 1 大学等への供与

3. 1. 1 東京大学単独名義の特許

東京大学単独名義で国内に出願されたリサーチツール特許のうち、他の大学等が東京大学の許可を得ることなく研究段階(注3)において使用することを認める特許のリストを随時公開する。当該リストに記載されている特許については、研究段階において使用すること及び第三者に対してサブライセンスしないことを条件に(注4)、特段の支障が無い限り大学等が使用することを認めることとする。

なお、他の大学等が当該特許を用いた研究成果を公表する場合には、当該特許を用いた旨記載することを期待する。

3. 1. 2 共同名義の特許

共同で国内出願されたリサーチツール特許については、相手機関の同意があった場合に、上記の単独名義の特許と同様、研究段階において使用すること及び第三者に対してサブライセンスしないことを条件に、特段の支障が無い限り大学等が使用することを認めることとする。

3. 2 民間企業への供与

3. 2. 1 東京大学単独名義の特許

東京大学単独名義で国内に出願されたリサーチツール特許につき、民間企業から研究段階（注3）において特許を使用するための許諾を求められた場合、合理的な対価でのライセンスを行うよう努める。

3. 2. 2 共同名義の特許

共同で国内出願されたリサーチツール特許については、相手機関の同意があった場合に上記の単独名義の特許と同様の措置とする。

4. 排他的ライセンスの供与

4. 1 東京大学単独名義の特許

東京大学単独名義で国内に出願されたリサーチツール特許につき、民間企業から排他的ライセンスを求められた場合は、排他的ライセンスを許諾しないと事業化が困難であると考えられる等の点を考慮し検討する。その上で、大学等の研究用途には広くライセンスできる条件にするよう努める。

4. 2 共同名義の特許

共同で国内出願されたリサーチツール特許については、相手機関の同意があった場合に上記の単独名義の出願と同様の措置とする。

5. ライセンスの対価

5. 1 非営利研究機関へのライセンス

大学等の間でのライセンスに対する対価については、原則としてロイヤリティ・フリーとする。

5. 2 民間企業へのライセンス

民間企業へのライセンスについては、研究の性格、特許の特異性等を考慮の上、合理的な対価とする。

6. 有体物の提供

6. 1 大学等への提供

リサーチツール特許のライセンスに関連した大学等の間における有体物の提供については、当該有体物を製作した又は管理する教職員等が、教育・研究に支障の無い範囲で可能と判断した場合、その円滑な使用に努めるものとし、原則としてロイヤルティ・フリー（実費を除き無償）とする。なお、有体物の提供に際しては提供に関する契約等を別途締結する。

6. 2 民間企業への提供

民間企業からのライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許のライセンスに関連した有体物提供の要請については、上記と同様可能な範囲で、合理的な条件による有体物の提供に努める。

7. 大学等からの研究ライセンス供与

他の大学等からリサーチツール特許のライセンス供与、又はリサーチツール特許のライセンスに関連した有体物の提供を受ける必要が生じた場合は、基本的に相手機関に上記2、3、5、6の考え方に基づくことを求める。

8. データベース等

国の機関等から、ライセンス可能なライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許、および当該特許に係る提供可能な有体物に関する情報の提供要請があった場合は、当該分野の研究活性化のため可能な範囲で協力するものとする。

9. 個人帰属となった職務関連発明の扱い

大学における発明届処理手続きの結果、職務関連発明と認定されたが大学として承継しない旨の決定（東京大学発明等取扱規則第17条第1項）がなされた発明につき、個人名義で特許出願を行なう場合、又は自己の特許を受ける権利を第三者に譲渡する場合にも、本ガイドラインの趣旨に十分配慮した権利の取り扱いが期待される。

[注釈]

（注1） 本ガイドラインにおいて「リサーチツール特許」とは、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月）における扱いと同様に、ライフサイエンス分野において研究を行うための道具として使用される物又は方法に関する日本特許をいう。本ガイドラインでは、同日本特許にかかる特許発明を指すことがある。また、「リサーチツール特許の

使用」とは、リサーチツール特許に係る特許発明の実施行為の一部を指し、同特許が物の特許の場合にはこの物の使用・生産、同特許が方法の特許の場合にはこの方法の使用を指す。

- (注2) 本ガイドラインにおいて「大学等」とは、ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針(平成19年3月)における扱いと同様に、大学、大学共同利用機関、研究を行なっている国の施設等機関および特殊法人と独立行政法人、公立の試験研究機関等をいう。
- (注3) 本ガイドラインにおいて「研究段階」とは、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針(平成19年3月)における扱いと同様に、大学等又は民間企業において行われる基礎研究や事業化段階に入る前の研究をいう。例えば、医薬品の場合治験に入る前の研究をいうものとする。
- (注4) 東京大学が非排他的なライセンスを供与した大学等が、民間企業との共同研究を行なうに際して、そのリサーチツール特許を相手企業が使用することを許諾することは認めない。